

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、スタンレーグループ共有の基本的価値観である『スタンレーグループビジョン』のもと、経営理念に「光の価値の限りなき追求」、「ものづくりを究める経営革新」、「真に支える人々の幸福の実現」を掲げ、グローバルな事業活動はもとより、“光の5つの価値”＝「光を創る」、「光で感知・認識する」、「光で情報を自在に操る」、「光のエネルギーを活かす」、「光で場を演出する」の探究により社会的価値を創造し、広く社会に貢献することを目指しております。

すべてのステークホルダーの期待として、経営の「透明性」、「公正性」を追求し、世界に通用するコーポレート・ガバナンスの確立に向け邁進しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、改訂前のコーポレートガバナンス・コードの各原則について全て実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

改訂前のコーポレートガバナンス・コードの各原則に基づいて記載しております。

【原則1 - 4. 政策保有株式】

当社は、現在の取引関係の強化・安定、及び将来事業創造に繋がると考えられる企業の株式を保有しております。保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか、及び取引関係の強化・安定、当社事業の発展に資すると判断する場合にはこれらの株式を保有しますが、保有する意義の乏しい銘柄については、株価や市場動向により売却をします。

なお、保有する銘柄については、毎年、個別に見直しを行い、取締役会に諮っています。当社は、2021年2月22日の取締役会にて、政策保有株式について、銘柄ごとに保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか、及び取引関係の強化・安定、事業の発展に資するかを検証し、現在保有する株式の一部については、売却していく旨を決議しました。

同株式に関しては、中・長期的な株主利益の向上を重視した経営がなされるべきと考えており、当社の利益に資することを前提として投資先企業の、中・長期的な企業価値の向上に資するよう議決権を行使します。具体的には、発行会社の財務の健全性に著しく悪影響を及ぼす場合、違法行為が発生した場合等においては該当議案の議決権行使について特に慎重に行います。

【原則1 - 7. 関連当事者間の取引】

当社は、取締役が競業取引及び利益相反取引を行う場合には、取締役会での承認を得ることとしています。また、取締役及びその近親者と会社との取引の有無について、毎年確認をしています。その他関連当事者との取引については担当部署が確認し、重要な取引に該当する場合は取締役会に諮っています。

【原則2 - 6. 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、企業年金の積立金の運用が従業員の安定的な資産形成に加え当社の財政状態に影響を与えることを認識しており、資産運用に関する知識を有する人材の登用を行い、適切な運営体制を整備しています。

【原則3 - 1. 情報開示の充実】

(i) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社グループは、グループ共有の基本的価値観である『スタンレーグループビジョン』を目指し、2020年に「スタンレーグループ第3長期経営目標」を策定しました。その中で、3ヶ年毎に経営計画の指針を示しております。

2020年4月～2023年3月の「第 3 期中期3ヶ年経営計画の指針」では、「経営:ものづくりを変革するための挑戦」「事業:生き残りをかけた事業変革と新事業創出」「文化・風土:挑戦する文化・風土への変革」を最重要事項として位置づけております。

「経営:ものづくりを変革するための挑戦」では、事業、機能、地域の3つの軸のグループマトリクス経営を、ものづくりの進化、人づくり、キャッシュの創出により、さらに確固たるものにしていきます。

「事業:生き残りをかけた事業変革と新事業創出」では、顧客満足と新事業をキーワードとし、顧客にとって重要なパートナーになるための変革とあわせて、新事業確立への挑戦をしていきます。

「文化・風土:挑戦する文化・風土への変革」では、『スタンレーグループビジョン』を基盤として、社員一人一人が挑戦する意欲を持ち、その姿勢を評価する文化・風土が形成され、自由なコミュニケーションの創造の場が図られる集団へとスタンレーグループを変えていきます。

これらの取り組みによる中長期の経営指標として、ROEは15%を目標としております。

また、連結配当性向20%以上、自己株の取得を含めた総還元性向は、連結で35%以上を目標としております。

成長のエンジンとして売上高の向上に加えて、生産性の向上に注力し、一人あたり付加価値額の向上を図ることにより、損益分岐点比率を意識した、強い経営体質を目指しております。

(ii) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

本報告書Ⅰ. 1. の「基本的な考え方」をご参照ください。

(iii) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

本報告書Ⅱ. 1. の「取締役報酬関係」の「報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」をご参照ください。

(iv) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

取締役につきましては、当社グループ事業に精通している取締役、取締役会の意思決定及び業務執行の監督を担う独立社外取締役を、監査

役につきましては、十分な社内知識を有する監査役と、社外での豊富な経験・実績を有する社外監査役を選任しており、株主総会の付議議案とするため取締役会決議をしています。また、取締役・監査役に重大な法令・定款違反、その他職務を適切に遂行することが困難と認められる事由が生じた場合には、株主総会に対する解任議案の提出について取締役会で決議します。

(v) 取締役会が上記(iv)を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明
取締役・監査役の選任理由につきましては、「株主総会招集ご通知」の株主総会参考書類に記載しております。「株主総会招集ご通知」は、当社ホームページにおいて開示しております。

<https://www.stanley.co.jp/ir/stock/stockholders.html>

なお、取締役・監査役の解任議案を株主総会に提出を行う場合には、その理由を記載いたします。

【補充原則4 - 1 - 1】

取締役会は、「取締役会規則」に則り、経営戦略や経営計画について建設的な議論を行い、重要な業務執行の意思決定を行っております。
取締役は、経営戦略や経営計画の意思決定・監督を担い、それに加え一部の機能別戦略を担う取締役はその機能範囲における業務執行責任を担っております。
執行役員は、経営戦略や経営計画の業務執行責任を担っております。

【原則4 - 9 . 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

独立社外取締役又は社外監査役の選任に当たっては、候補者が会社法第2条第15号及び同条16号並びに東京証券取引所が定める独立役員の要件に適合しているかについて事前に検討しております。また、選任後の状況についても定期的に確認しております。

当社は独立社外取締役3名、社外監査役3名を選任しており、全員会社法第2条第15号及び同条16号に定める社外取締役及び社外監査役であり、かつ一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立役員であり、東京証券取引所にその旨を届け出ております。

【補充原則4 - 11 - 1】

取締役会は、当社グループ事業に精通した取締役と、豊富な経験と識見を有する独立社外取締役で構成されています。当社の取締役会は、全体としての知識・経験・能力のバランス及び取締役会の多様性並びに規模が当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上の観点から最適となるよう努めております。

【補充原則4 - 11 - 2】

取締役・監査役は、その役割・責務を適切に果たすために支障のない範囲で、他社の役員を兼任することとしています。取締役・監査役の他の上場会社を含む重要な兼任状況については、「株主総会招集ご通知」の事業報告、株主総会参考書類に記載しております。

【補充原則4 - 11 - 3】

当社は、取締役会が効率よく適切に機能しているかを検証し、取締役会全体の機能向上を図ることを目的とした取締役会の実効性に関する評価(自己評価)を実施しております。

1. 評価の方法について

毎年、すべての取締役・監査役に以下の項目を内容とするアンケートを配付し、無記名方式で回答を得る方法により実施しております。
この回答の集計結果を踏まえ、当社社外役員を主なメンバーとするガバナンス委員会において実効性評価を実施しております。

(アンケートの主な内容)

- (i) 取締役会の構成・規模
- (ii) 取締役会の運営
- (iii) 取締役会の役割等について
- (iv) 総括

2. 分析・評価について

2020年11月に実施したアンケートでは、概ね、取締役会の実効性は確保されているという結果となりました。

なお、取締役会構成員のバランス・多様性については、今後も継続的に議論すべき内容であることを確認しております。

3. 今後の対応について

取締役会の実効性評価アンケートの集計結果を基に議論をまいります。

【補充原則4 - 14 - 2】

取締役・監査役・執行役員を対象に、弁護士によるコンプライアンス等に係る講演会を毎年実施しています。また、外部セミナーの機会を提供しており、特に新任者には、法令上の権限及び義務等に関する外部セミナーの機会を提供しています。

【原則5 - 1 . 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、経営企画室がIRを担当し、総務部、法務部、経理部、人事部及び各事業部と連携し、年2回の決算説明会を開催しています。また、IR担当者が株主・投資家との対話を行い企業価値の向上を図っております。株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針は次のとおりです。

- (i) 担当取締役が株主との対話全般の統括を行っております。
- (ii) 経営企画室がIRを担当し、総務部、法務部、経理部、人事部及び各事業部と連携しております。
- (iii) 年2回の決算説明会を開催しています。
- (iv) 対話において把握した株主の意見・懸念は、必要に応じ、経営会議、取締役会や関連部署に報告し、情報の共有を図っております。
- (v) 決算発表前1ヶ月間は沈黙期間を設定し株主・投資家との対話を停止するほか、「インサイダー取引防止規定」を制定し、それに則りインサイダー情報の管理を行っております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

30%以上

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	12,071,400	7.52
本田技研工業株式会社	9,235,527	5.75
株式会社三井住友銀行	8,044,711	5.01

JP MORGAN CHASE BANK 385632 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	7,853,397	4.89
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	6,996,100	4.36
日本生命保険相互会社 (常任代理人 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)	6,886,506	4.29
野村信託銀行株式会社(退職給付信託三菱UFJ銀行口)	5,440,000	3.39
JP MORGAN CHASE BANK 380072 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	5,082,700	3.17
JP MORGAN CHASE BANK 385635 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	2,962,687	1.85
株式会社日本カストディ銀行(信託口9)	2,841,900	1.77

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明 更新

上記「大株主の状況」は、2021年3月31日現在の株主名簿に基づき記載しております。

上記のほか、当社所有の自己株式12,828,548株があります。

2018年4月16日付で公衆の縦覧に供されている大量保有に関する変更報告書において、株式会社三菱UFJ銀行及びその共同保有者が2018年4月9日現在で以下の株式を所有している旨が記載されておりますが、当社として2021年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができておりませんので、上記「大株主の状況」では考慮しておりません。

なお、その大量保有に関する変更報告書の内容は以下のとおりであります。

- ・氏名又は名称: 株式会社三菱UFJ銀行
所有株式数: 8,117千株 (割合4.61%)
- ・氏名又は名称: 三菱UFJ信託銀行株式会社
所有株式数: 8,167千株 (割合4.64%)
- ・氏名又は名称: 三菱UFJ国際投信株式会社
所有株式数: 602千株 (割合0.34%)

2020年12月7日付で公衆の縦覧に供されている大量保有に関する変更報告書において、ティー・ロウ・プライス・ジャパン株式会社及びその共同保有者が2020年11月30日現在で以下の株式を所有している旨が記載されておりますが、当社として2021年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができておりませんので、上記「大株主の状況」では考慮しておりません。

なお、その大量保有に関する変更報告書の内容は以下のとおりであります。

- ・氏名又は名称: ティー・ロウ・プライス・ジャパン株式会社
所有株式数: 1,488千株 (割合0.86%)
- ・氏名又は名称: ティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッド
所有株式数: 4,165千株 (割合2.40%)
- ・氏名又は名称: ティー・ロウ・プライス・アソシエイツ・インク
所有株式数: 11,026千株 (割合6.35%)

2017年6月7日付で公衆の縦覧に供されている大量保有に関する報告書において、三井住友アセットマネジメント株式会社(現 三井住友DSアセットマネジメント株式会社)及びその共同保有者が2017年5月31日現在で以下の株式を所有している旨が記載されておりますが、当社として2021年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができておりませんので、上記「大株主の状況」では考慮しておりません。

なお、その大量保有に関する報告書の内容は以下のとおりであります。

- ・氏名又は名称: 三井住友アセットマネジメント株式会社
所有株式数: 798千株 (割合0.45%)
- ・氏名又は名称: 株式会社三井住友銀行
所有株式数: 8,111千株 (割合4.60%)

2020年3月19日付で公衆の縦覧に供されている大量保有に関する変更報告書において、ブラックロック・ジャパン株式会社及びその共同保有者が2020年3月13日現在で以下の株式を所有している旨が記載されておりますが、当社として2021年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができておりませんので、上記「大株主の状況」では考慮しておりません。

なお、その大量保有に関する変更報告書の内容は以下のとおりであります。

- ・氏名又は名称: ブラックロック・ジャパン株式会社
所有株式数: 1,529千株 (割合0.88%)
- ・氏名又は名称: ブラックロック・ファンド・マネジャーズ・リミテッド
所有株式数: 245千株 (割合0.14%)
- ・氏名又は名称: ブラックロック・アセット・マネジメント・アイルランド・リミテッド
所有株式数: 574千株 (割合0.33%)
- ・氏名又は名称: ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ
所有株式数: 1,931千株 (割合1.11%)
- ・氏名又は名称: ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ・エイ
所有株式数: 1,888千株 (割合1.08%)
- ・氏名又は名称: ブラックロック・インベストメント・マネジメント(ユーケー)リミテッド
所有株式数: 704千株 (割合0.40%)

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	20 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
森 正勝	他の会社の出身者											
河野 宏和	学者											
竹田 陽三	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
森 正勝	○	当社株式を保有しており、また他の会社等の役員も兼務しておりますが、当社との間には特別な人的関係、資本的関係又は取引関係その他利害関係はありません。	長年にわたるコンサルティング会社経営者及び大学学長・理事としての識見と経験によって、経営の客観性、中立性及び適法性を確保するために選任しており、取締役会の監督機能の充実を図っております。 独立役員の属性として、東京証券取引所が規定する項目に該当するものではありません。
河野 宏和	○	当社株式を保有しており、また他の会社等の役員も兼務しておりますが、当社との間には特別な人的関係、資本的関係又は取引関係その他利害関係はありません。	経営工学を専門とし、経営管理に関する識見と経験によって、経営の客観性、中立性及び適法性を確保するために選任しており、取締役会の監督機能の充実を図っております。 独立役員の属性として、東京証券取引所が規定する項目に該当するものではありません。

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「●」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
網谷 充弘	○	当社株式を保有しており、また他の会社等の役員も兼務しておりますが、当社との間には特別な人的関係、資金的関係又は取引関係その他利害関係はありません。	弁護士としての識見と経験によって、経営の客観性、中立性及び適法性を確保するために選任しており、経営の監視機能の充実に図っております。 独立役員の属性として、東京証券取引所が規定する項目に該当するものではありません。
菅野 寛	○	当社株式を保有しており、また他の会社等の役員も兼務しておりますが、当社との間には特別な人的関係、資金的関係又は取引関係その他利害関係はありません。	企業戦略立案の研究者としての専門的な知見、経営コンサルタントとしての識見と経験によって、経営の客観性、中立性及び適法性を確保するために選任しており、経営の監視機能の充実に図っております。 独立役員の属性として、東京証券取引所が規定する項目に該当するものではありません。
上平 光一	○	当社株式を保有しており、また他の会社等の役員を兼務しておりますが、当社との間には特別な人的関係、資金的関係又は取引関係その他利害関係はありません。	公認会計士としての識見と経験によって、経営の客観性、中立性及び適法性を確保するために選任しており、経営の監視機能の充実に図っております。 独立役員の属性として、東京証券取引所が規定する項目に該当するものではありません。

独立役員の人数	6 名
---------	-----

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入、その他
---------------------------	--------------------------------

【取締役報酬関係】「報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」をご参照ください。

該当項目に関する補足説明

(ストックオプション)

当社取締役(社外取締役を除く)、執行役員及び一部従業員(管理者)、並びに当社関係会社の常勤取締役に対し、今まで以上に株主重視の経営に意識を向け、会社業績の向上に対する意欲や士気を高めることにより、当社グループの企業価値を向上させることを目的として、ストックオプションとして新株予約権を付与しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明

更新

第116期(2021年3月期)における当社の取締役及び監査役に対する役員報酬は以下のとおりであります。

取締役(社外取締役を除く) 465百万円
監査役(社外監査役を除く) 62百万円
社外役員 32百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

1. 基本方針

当社は、取締役及び監査役(以下役員)の報酬等に関する方針について、役員報酬等を公平かつ適正に定める事を目的として、下記の通り、取締役については取締役会で、監査役については監査役会で、それぞれ決定することとしております。

- (a)株主や社員から見て客観性のある報酬体系とする。
- (b)業務執行責任を明確にするため、一部業績に連動した報酬体系とする。
- (c)経済動向、当社経営環境、業績結果、同業他社動向等に照らして適正な決定を行う。

2. 役員報酬制度の全体像について

役員報酬は、下記体系により構成され、それぞれ設定した係数により算定することとしております。

	金銭報酬	非金銭報酬
その他の報酬	固定報酬	なし
業績連動報酬	成果報酬 連結ROA基準報酬 賞与	株主価値連動報酬 通常型ストックオプション

- (a)株主価値連動報酬として、取締役(社外取締役を除く)に対し、株価上昇、株主価値向上、及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的に譲渡制限付株式制度を導入する。
- (b)取締役(社外取締役を除く)及び管理者に対し、株価変動のメリットとリスクを株主と共有し株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、通常型ストックオプションとして新株予約権を無償で付与する。
- (c)支給時期においては、固定報酬、成果報酬、連結ROA基準報酬は毎月支給し、それ以外は一定時期に支給(割当て)する。

3. 各報酬種別の個人別の報酬ならびに割合の決定に関する方針

当社の役員の固定報酬は、役位、責務等を総合的に勘案して算定するものとしております。

当社の役員の業績連動報酬(非金銭報酬含む)は、役員報酬を公平かつ適正に定める事を目的として、成果報酬、株主価値連動報酬については主に会社業績により、連結ROA基準報酬については連結ROAに基づく支給係数により、賞与の枠については当期純利益と役員賞与算定係数を基に、通常型ストックオプションについては主に株価により、それぞれ算定し、その割合については、中長期視点での企業経営が重要と考え、企業価値向上へ向けて取締役の貢献意欲を高めること、株主利益追求の観点から十分に考慮して決定することとしております。

4. 取締役の個人別の報酬の内容の決定機関、その検証に関する事項

取締役会は、所定の算定方式に則り各取締役への配分額を決定する権限について代表取締役に委任する旨の決議を行います。さらに、代表取締役による当権限の適切な行使について、ガバナンス委員会に諮問し答申を得るものとしております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

当社では、社外取締役に対して、取締役会において十分な審議を尽くしていただくため、経営企画室がサポートし、取締役会の各議案に関する内容の事前説明を行っております。

なお、社外監査役に対しては、コーポレートガバナンス推進室に、監査役補佐機能を設け、社外監査役を含む5名の監査役をサポートしております。取締役会の各議案に関する内容は、取締役会に先立って開催される監査役会において説明しております。また、会計監査人の四半期レビュー、期末決算に関する監査結果及びコーポレートガバナンス推進室の内部監査結果の報告には、社外監査役も出席しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

更新

当社では、監査役制度を採用しております。

取締役会

経営方針等の会社の業務執行に関する意思決定と取締役の業務執行の監視・監督を目的として、取締役9名で構成し、監査役5名が出席して

おります。

当社グループ事業に精通している取締役が、取締役会での活発な議論を経て事業経営に関する迅速かつ正確な経営判断を行っております。

当社の社外取締役は3名で、取締役会に出席し、取締役会の意思決定及び業務執行の監督において、社外取締役として期待される役割を担っております。

< 構成員 >

- ・平塚 豊（代表取締役社長 議長）
- ・田辺 徹（代表取締役専務）
- ・貝住 泰昭（常務取締役）
- ・米谷 光弘（取締役）
- ・上田 啓介（取締役）
- ・留岡 達明（取締役）
- ・森 正勝（社外取締役）
- ・河野 宏和（社外取締役）
- ・竹田 陽三（社外取締役）

< 出席者 >

- ・山口 隆太（常勤監査役）
- ・下田 浩二（常勤監査役）
- ・網谷 充弘（社外監査役）
- ・菅野 寛（社外監査役）
- ・上平 光一（社外監査役）

監査役会

取締役の職務執行に対する監査を目的として、監査役5名（うち社外監査役3名）により構成しております。

十分な社内知識を有する監査役と、社外での豊富な経験・実績を有する社外監査役とが活発な意見交換を行うことにより、より公正中立な観点から取締役の職務執行の監査を実施しております。

< 構成員 >

- ・山口 隆太（常勤監査役 議長）
- ・下田 浩二（常勤監査役）
- ・網谷 充弘（社外監査役）
- ・菅野 寛（社外監査役）
- ・上平 光一（社外監査役）

ガバナンス委員会

取締役会の諮問機関として、当社の持続的成長につながる幅広い提言を行うことを目的に、社外取締役3名、社外監査役3名、及び代表取締役2名で構成しております。

< 構成員 >

- ・森 正勝（社外取締役）
- ・河野 宏和（社外取締役 委員長）
- ・竹田 陽三（社外取締役）
- ・網谷 充弘（社外監査役）
- ・菅野 寛（社外監査役）
- ・上平 光一（社外監査役）
- ・平塚 豊（代表取締役社長）
- ・田辺 徹（代表取締役専務）

なお、当社では、全社的に影響を及ぼす重要な事項については、取締役会に諮る以前に多面的な検討を経て慎重に決定するために、主な取締役で経営会議を組織し、審議しております。また、執行役員制度を取り入れ、「意思決定・監督機能」と「業務執行機能」の分離を図っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社においては、独立性を保持し、法律や財務会計等の専門知識等を有する複数の社外監査役を含む監査役（監査役会）が、会計監査人・内部監査部門との積極的な連携を通じて行う「監査」と、当社グループ事業に精通した取締役により活発な議論を経て事業経営に関する迅速かつ正確な経営判断を行う取締役会による「経営戦略の立案」「業務執行の監督」とが協働し、ガバナンスの有効性を図っております。また、そこに独立性を保持し、高度な経営に対する経験・識見等を有する社外取締役が加わることで、よりガバナンス機能の強化を図っております。

上記体制は、当社のコーポレート・ガバナンスを実現・確保するために実効性があり、適正で効率的な企業経営を行えるものと判断しておりますため、当該ガバナンス体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取り組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	第116回定時株主総会についての招集通知は、6月3日(開催日の21日前)に発送いたしました。また、発送日に先立って5月28日に当社ウェブサイトに掲載をしました。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使が行えるようにしております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取り組み	株式会社ICJが運営する議決権行使プラットフォームへの参加をしています。
招集通知(要約)の英文での提供	第116回定時株主総会についての招集通知、及びその英文(狭義の招集通知と株主総会参考書類)を当社ホームページに掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者 自身に よる説 明の有 無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、決算説明会資料、決算情報以外の適時開示資料、有価証券報告書、四半期報告書、事業レポート、統合報告書、株主総会招集通知等	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画室	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取り組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	『スタンレーグループビジョン』における経営理念の中で規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、環境に配慮した経営にも積極的に取り組んでおります。1998年に当社の環境経営の行動基準である「環境基本理念・環境方針」を制定し、2013年には社内外の環境変化に対応し積極的な改善活動をする内容に改定しました。スタンレーグループに関わる全ての人々がこの新たな「環境基本理念」をしっかりと理解し、「環境方針」を実践することで、引き続き環境保全に取り組んでいきます。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

- (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社の業務執行が全体として適正かつ健全に行われるため、取締役会はコーポレートガバナンスを一層強化する観点から、実効性ある内部統制システムの構築と会社による全体としての法令遵守態勢の確立に努める。
監査役会により内部統制システムの機能と有効性を監査する。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務執行に係る情報として、取締役会等主要会議体の議事録、社内稟議、各種契約書等を「文書管理規定」等の社内規定に基づき保管責任者、保管期間等を定め、文書又は電磁的情報により記録し、保存する。
取締役及び監査役は、常時、これらの文書又は電磁的記録を閲覧することができるものとする。
情報の漏洩・滅失・紛失を防止するとともに情報の漏洩・滅失・紛失時の対応策を講じるため、情報セキュリティ体制を構築し、規定等に基づき管理、運用、監査を実施する。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
リスク管理を体系的に定める「リスク管理規定」を制定し、「リスク管理委員会」を設置し、代表取締役のもとにリスク管理体制を構築する。
「リスク管理委員会」は、企業を取り巻く危険やリスクに迅速かつ的確に対処するよう努めるとともに、取締役及び監査役に直ちに情報が伝わる仕組みを構築する。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
スタンレーグループ共有の基本的価値観である『スタンレーグループビジョン』を目指して達成すべき10年間の目標として「スタンレーグループ第3長期経営目標」を策定し、さらにその中期的な目標として中期3ヶ年経営計画及び毎年の単年度経営計画を策定し、期毎に目標のレビューを実施し、結果をフィードバックすることにより業務の効率性を確保するシステムを採用する。目標を達成するためのグループの体制として、事業部・機能部門・地域(拠点)の3つの軸が連携する「3次元グループマトリクス経営」を採用する。
当社の取締役は、当社グループ事業に精通し、「取締役会規則」に則って取締役会での慎重な議論を経て事業経営に関する迅速かつ適切な経営判断を行う。
全社的に影響を及ぼす重要な事項については、取締役会に諮る以前に多面的な検討を経て慎重に決定するために、主な取締役で経営会議を組織し、審議する。
これらの決裁体制により適正かつ効率的な意思決定を行う。
- (5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社グループは、『スタンレーグループ行動規範』を制定し、役員及び使用人がその行動を律するために従うべき規範とする。
『スタンレーグループ行動規範』では、法令、社内の規則・規定等に限りことなく、企業倫理(企業活動において守るべき社会から要請される社会・道徳規範)を対象とする。
『スタンレーグループ行動規範』を実効あるものとするために、企業倫理・法令遵守態勢として「企業倫理規定」を定め、企業倫理を所管する取締役を選任し、企業倫理委員会を組織するとともに、社内主要組織の長及び関係会社社長を企業倫理管理責任者として定める。
企業倫理委員会は、法令違反事案への対応、企業倫理・法令遵守管理方針の立案、企業倫理・法令遵守状況の検証、社内教育等を行う。
使用人等の法令違反行為等に関する内部通報制度として、企業倫理改善提案窓口を外部の弁護士事務所に設置する。同窓口では、通報した使用人等を保護しながら、通報による正当な指摘・意見を把握し、適切な処置を行う。
企業倫理委員会は、企業倫理管理責任者から定期、不定期に活動報告を受けるとともに、企業倫理・法令遵守に関して取締役会及び監査役会に報告する。
- (6) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
『スタンレーグループ行動規範』を当社グループ共通に適用する規範とする。
企業倫理改善提案窓口を当社及び子会社使用人全員が利用できるものとする。
日常業務で発生する法令等に関する課題等については、当社の所管部門に対し子会社から問合せを実施できる体制とし、各社の企業倫理・法令遵守に活用する。
グループで共通に留意すべき企業倫理・法令遵守に関する事象については、当社の所管部門から子会社に対して、情報提供等を実施するとともに、相互に情報交換を行う。
当社及び子会社の業務運営状況を把握し、その改善を図るため、コーポレートガバナンス推進室を代表取締役直属の組織として設置し、内部監査を担当させ、その結果を代表取締役及び監査役会に報告させる。
「リスク管理委員会」は、グループ全体を取り巻く具体的リスクを予見し、そのリスクがもたらす損失を予防するための対策を定めることに加え、危機が発生した場合には安全を確保し、損失を最小限にとどめるための事後処理対策、再発防止策などを効果的かつ効率的に講じることによって、事業の継続と安定的発展を確保する。
当社と子会社間取引にあつては、グループ外の企業との取引と同様に、相互の利益を尊重して契約審査、価格決定手順等を規定等に従って実施する。
子会社の株主総会議案に対しては、その適法性、妥当性、効率性の観点から取締役会及び経営会議で慎重に審議のうえ、議決権を行使する。
取締役の中から子会社ごとに主管取締役を選定し、子会社の業務遂行の効率性、適正性を指導・監督するとともに、子会社の業務遂行状況その他の重要な事項について子会社から報告を受け、必要に応じて、取締役会等の重要な会議に報告する。
当社グループの監査役の連携を強化するため、関係会社監査役連絡会を定期的に開催する。
当社グループは反社会的勢力及び団体に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断する。反社会的勢力及び団体への対応は総務部が統括部門となり、所轄の警察署、顧問弁護士との連携を強化し情報収集に努める。
- (7) 監査役の職務の補助使用人に関する事項、並びに当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
コーポレートガバナンス推進室に所属する使用人の一部を監査役及び監査役会の職務を補助すべき使用人として選定する。
当該使用人の任命・解雇・配転等の人事異動を行う場合、及び当該使用人を懲罰に処する場合には、事前に監査役と協議する。
監査役及び監査役会の職務を補助すべき使用人の業務については、監査役が当該業務を担当する使用人に対し、直接指揮命令することができる。
- (8) 監査役への報告に関する体制、並びに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

取締役は、(a)経営会議で決議された事項、(b)当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事項、(c)毎月の経営状況、事業の遂行状況及び財務状況に関する事項、(d)内部監査及びリスク管理に関する事項、(e)重大な法令、定款違反に関する事項、(f)その他企業倫理・法令遵守上重要な事項について、使用人は、上記(b)、(e)及び(f)の事項について、監査役又は監査役会に対して当該事項を遅滞なく報告するものとする。

子会社の取締役、監査役、使用人等は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事項、重大な法令、定款違反に関する事項、その他企業倫理・法令遵守上重要な事項について、当社の監査役又は監査役会に直接又は当社の関係部門を通じて遅滞なく報告するものとする。

監査役又は監査役会への報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び子会社の役職員に周知する。

(9) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手續その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について、当社に対して費用の前払等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役職務の執行に必要なものと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

(10) その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、監査役会において監査の方針、監査計画、監査の方法等その職務を遂行するうえで必要と認めた事項を定めるものとする。

監査役会は、内部統制の実施状況を監査するために、いつでもコーポレートガバナンス推進室、総務部、経理部その他必要な部門を担当する取締役及び使用人から報告を受けることができるものとする。

監査役は、事業部会等の重要な会議に出席できるものとする。

監査役会は代表取締役と定期的な会合をもち、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換し、併せて必要と判断される要請を行うなど、代表取締役との相互認識を深めるよう努めるものとする。

監査役会は代表取締役及び取締役会に対して、監査方針及び監査計画並びに監査の実施状況及び結果について適宜説明するものとする。

監査役会は、定期に会計監査人と会合をもち、会計監査の状況等について報告を求めるものとする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは反社会的勢力及び団体に対しては、毅然とした態度で臨みます。

『スタンレーグループ行動規範』では、反社会的勢力及び団体とは、一切の関係を持たない旨、反社会的勢力及び団体に対しては、毅然とした態度で臨み、名目・理由・金額の多少を問わずこれらの者に対して利益供与を行わない旨、並びに反社会的勢力及び団体からの不法、不当な要求には応じない旨を定めています。

反社会的勢力及び団体への対応は総務部が統括部門となり、所轄の警察署、顧問弁護士との連携を強化し情報収集に努めております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

適時開示体制の概要

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

(1) 適時開示に係る方針

当社では、株主及び資本市場に対しての説明責任を果たすべく、また、経営の透明性を高めるために、フェア・ディスクロージャー・ルール、証券取引所の開示ルールに則り、適正なディスクロージャーを行うことが重要と考え、IR活動に注力しております。

具体的な活動として年2回、代表取締役参加の決算説明会の開催、適宜プレス発表の実施およびホームページでのIR情報の掲載等を実施し、適正かつ正確な情報開示に努めております。

また、当社及び当社グループで働く全ての人々の行動規範として『スタンレーグループ行動規範』を制定しており、その中で「正確な情報を、公平かつ適時に開示し、株主・投資家等の理解と支持の獲得に努める」ことを掲げ、実践しております。

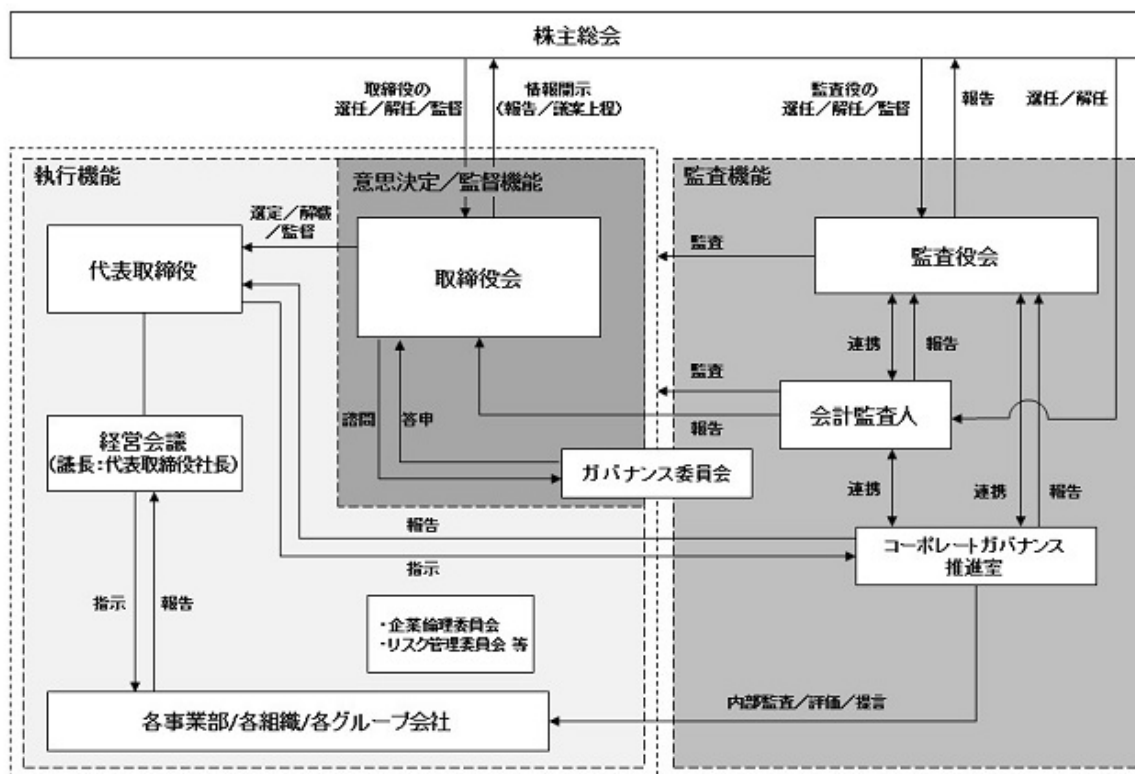
(2) 適時開示に係る社内体制

当社では、適時開示を経営企画室が担当し、情報収集は、経営企画室のほか、決算に関わる事項等を経理部、人事並びに人事施策に関わる事項等を人事部、本社機能に係わる事項、インサイダー取引防止等を法務部、リスク管理等を総務部、各事業に係わる事項は各事業部が、それぞれ担っており、適宜、これらの部門間の緊密な情報連携を図っております。

開示の判定及び開示方法については、経営会議や取締役会への付議、もしくは代表取締役、担当取締役、及び担当部門と協議のうえ、経営企画室長が決定しております。

(3) 適時開示に対するチェック体制

当社では、内部監査部門として、当社及び当社グループ各社の監査を行う「コーポレートガバナンス推進室」を設置し、法令の遵守とともに、情報の適切な開示に関する監査を実施し、チェック体制の強化を図っております。



●適時開示に係る社内体制は下図のとおりです。

